

ほのぼのネットは、安心して妊娠・出産・子育てができるように、さまざまな相談に応じ、必要な情報・サービスの提供を行います。このページで皆さんに子育てに関する情報をお伝えします。

育児相談

育児相談は、乳幼児の身長、体重などを測定したり、育児に関する困りごとや不安など、さまざまな相談に応じたりしています。

誰でも参加でき、子ども同士、保護者同士の交流の場でもありません。

栄養士、助産師、保健師などが関わって実施しており、心配なことがある場合は一緒に考え、必要に応じて相談の場を紹介しています。日頃気になることや心配なことなど、気軽ににご相談ください。

「児童手当」 現況届の提出を忘れずに

児童手当は、児童を養育している人の生活を支援し、次世代の社会を担う児童の健全育成を目的に支給されます。

受給には、毎年現況届の提出が必要です。現在、児童手当を受けている人は、5月末にご自宅に郵送した「児童手当現況届」に必要な事項を記入の上、6月中に提出してください。この届がない場合は、6月分以降、届けが提出されるまで手当は支給されませんのでご注意ください。

【制度内容】 支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の間にある児童を養育している人。

支給期間

原則として申請の翌月分から15歳到達後の最初の3月分まで。

支給月額

◆3歳未満 1万5千円（一律）

◆3歳以上小学校修了前 1万円

◆（第3子以降※ 1万5千円）

◆中学生 1万円（一律）

ただし、児童を養育している人の所得が限度額以上の場合、特例給付として児童1人当たり月額一律5千円を支給。（所得制限は表を参照）

※18歳以下の養育している子から第1子と数えます。

（この場合の18歳とは当該年度の3月末までに満18歳となる子のことをいいます。）

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833万3千円
1人	660万円	875万6千円
2人	698万円	917万8千円
3人	736万円	960万円
4人	774万円	1002万1千円
5人	812万円	1042万1千円

支給時期

原則、毎年2月、6月、10月に前4カ月分をまとめて支給します。

※公務員の人は、職場での手続きが必要です。

【問い合わせ先】

児童福祉課児童福祉係

☎0824・73・1192

各支所地域振興室・市民生活室

（西城支所はしあわせ館）

育児相談日程

地域	とき	ところ
庄原	毎月第2火曜日 10時～12時	庄原ひだまり広場
西城	偶数月第3火曜日 10時30分～12時	西城キッズルームひよこ
	奇数月第2木曜日 10時～12時	西城保健福祉センター
東城	毎月いずれかの水曜日 10時～11時30分	東城こどもの館
口和	毎月第4木曜日 10時～12時	口和保健福祉センター
高野	毎月第1火曜日 (第2火曜日の場合あり) 10時～12時	高野保健福祉センター
比和	毎月いずれかの金曜日 10時～12時	比和子育て支援センター または 比和ふれあいセンター
総領	毎月第2火曜日 10時～12時	総領子育て支援センター

※祝日などにより、変更となる場合があります。
※詳しくは保健医療課母子保健係（☎0824-73-1214）または各支所地域振興室・市民生活室へお問い合わせください。

☆ほのぼのネット7月の行事予定☆

	とき	内容	申込期限	ところ
出張相談	7月10日(土) 10時～12時	▪妊娠・出産・子育てに関する情報提供や相談 ▪母子健康手帳の交付	7月9日(金) 17時まで	庄原ひだまり広場 西本町2-12-8 ☎0824-75-0222

※参加を希望する人はほのぼのネットへご連絡ください。
※新型コロナウイルス感染症の影響により、中止・延期となる場合があります。

【問い合わせ】 ほのぼのネット(子育て世代包括支援センター) ☎0824-73-1214